

協定書

水海道市（以下「甲」という。）と八間堀川沿岸土地改良区（以下「乙」という。）とは、八間堀川沿岸土地改良区が管理する施設（以下「施設」という。）の維持管理について、下記のとおり協定する。

記

1. 施設は乙の管理責任のもとに、設置の目的を効果的に達成するよう運用するものとする。
2. 施設の管理運用に要する経費は、次の区分に従って負担するものとする。
 - (1) 甲が負担するもの
 - (ア) 施設の維持管理費補助金として年額4,950,000円
 - (2) 乙が負担するもの
 - (ア) 施設の維持及び運転に要する電気使用料金及び人件費、消耗品費、その他の諸雜費
 - (イ) 施設の保守監視に要する費用及び軽度の補修費
 - (3) 甲と乙の協議により負担するもの
 - (ア) 施設の補修費で1件の金額が100万円以上のもの
3. 本協定の期間は、協定書締結の翌年度より10カ年とする。但し、期間満了3カ月前までに当事者から異議の申し出がない場合は、従前の期間をもって更新するものとする。
4. この協定の実施に伴い、甲が乙に資料の提出を求めたときは、乙はこれを拒んではならない。
5. この協定に定めがないとき、又は疑義が生じたとき、もしくはこの協定によりがたいとき、又は協定の変更を要するときは、その都度甲、乙協議するものとする。

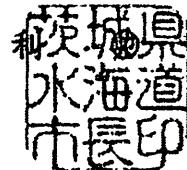
水海道市
印

以上の協定の証しとするため、協定書2通を作成し甲、乙各1通を保有する。

平成13年11月28日

(甲) 茨城県水海道市諏訪町3222番地の3

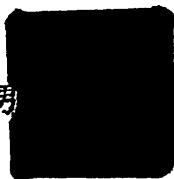
水海道市長 遠 藤



(乙) 茨城県結城郡石下町大字新石下3639

八間堀川沿岸土地改良区

理事長 山 本 幹 男



湛水防除施設管理要綱

1. 八間堀川沿岸土地改良区（以下「改良区」という。）の造成施設である各排水機場（付帯施設を含む以下「施設」という。）は、地域における湛水を防除する公共的施設であり、水海道市（以下「市」という。）東部地区内の湛水被害の防止に不可欠な土地改良施設であることに鑑み、改良区と市は協力して地区の災害を防止し、関係住民の福祉に寄与するものとする。
2. 施設とは、次のものをいう。
水海道、大生、朝日、百間堀、川崎、小山戸の各排水機場とそれらの付帯施設
3. 市と改良区は、施設設置の目的を効率的に達成するため別紙の管理協定を締結し、信義誠実の原則にのっとりこれを運用するものとする。
4. 管理協定を実施するための所要経費の内、1件の金額100万円以上の補修費の負担については、市と改良区が折半とする。
尚、細部にわたる事項又は異状事態が反覆して生じた場合における特別な経費の負担に関しては、両者協議の上、円滑に行い目的達成の万全を期するものとする。